

ベトナムに帰還移住する  
国際離婚母子への法的支援  
——メコンデルタにおける韓国NGOの活動を中心に——  
岩井美佐紀

Legal Support for the Divorced Mothers and the  
Mixed Nationality Children who Returned to  
Vietnam: Focus on Activities by Korean  
NGO in the Mekong Delta Region

IWAI Misaki

In recent years, the number of transnational divorces has increased rapidly since the mid-2000s. Consequently, there has been a noticeable presence of children known as “unrecognized” in the Vietnamese media. These children are the offspring of Vietnamese women married to Korean or Taiwanese men, who have returned to Vietnam following divorce (separation). The return home due to the failure of international marriage brought many difficulties to the women and their mixed nationality children. Besides of the complex procedures and judicial costs of an international divorce, social exclusion in local community distresses divorced women. Most of them run to the big cities because of both economic difficulties and inferior feeling. As a result, citizenship of return migrant children is greatly restricted. Vietnam Women’s Union and a Korean NGO are strongly taking the initiative to solve complex problems concerning divorced mothers and their children. At the same time, international divorce has had a great impact on local institutions such as courts, public schools and commune governments in rural areas, Vietnam, and its legal resolution has led to the globalization of the agencies of Vietnam at the local level.

キーワード：国際離婚、帰還移住、外国ルーツの子どもたち、ベトナム、韓国

## 1. はじめに

グローバル化は、従来とは全く異なる形の国際結婚のパターンを生み出した。それは、グローバル・ハイパガミーと呼ばれるような、途上国のローカル社会（主に農村）から先進国のローカル社会（農村や都市低所得層）への国境を跨ぐブローカー婚の隆盛である。その定義は、①階層間の水平移動、②生活水準は向上するというものである（Constable 2005; Yang and Lu 2010）。実際、ベトナムでは1990年代後半から台湾や韓国の企業の進出以降、国際結婚が急増したが、その当事者たちは企業で働く都市中間層ではなく、遠く離れたメコンデルタの農村に住む低所得層の若年女性たちと、嫁不足に悩む地方の農村在住の中年男性たちであった。すなわち、国際結婚の地方（ローカル）化である。

他方、結婚移動は途上国の女性が先進国の男性の元に嫁ぐ単純な一方通行ではなく、長期の複雑な過程の中で生起する多様な方向、パターンやアクターを含む極めて多様な現象である（Ishii 2016: 6）。とりわけ、近年大きく注目を集めているのは、国際結婚の破綻後に母国に帰還移住する国際離婚である。離婚の理由は様々であるが、多くの国際結婚のパターンがいわゆるブローカー婚とよばれる仲介業者による見合い婚であることから、主に言語や習慣の違いからくるコミュニケーション不全、夫の暴力や夫方家族の差別など、家族内の不和による孤立などが指摘されている（Wang 2007）。それゆえ、台湾や韓国のように、ブローカー婚による国際結婚が急増している国の場合、離婚するカップルの比率が極めて高いことが明らかになった（Iwai 2014; 金 2017）。

台湾や韓国では、このような脆弱な国際結婚カップルをサポートすべく、2000年代初頭から国の支援法が制定され、地元のNGOが主体となり、多文化家族支援に乗り出している。その活動は当初、結婚移民の女性たちの社会適応に主眼が置かれていたが、その後ミックスルーツの子どもたちへの母語教育を含む多文化共生へ向けての取り組みへと拡大している（Iwai 2014; Kim 2013; Kim 2018）。

本論考は、アジア圏内の国際離婚に伴いトランスナショナルに移動するアクターたちに焦点を当て、彼らが帰国後に直面する困難を明らかにし、

それを解決するために地元レベルの公共機関やベトナム国内外の NGO がどのように関わっているのか、特に法的支援に関連して、その役割と意義について考察するものである。本論考で中心的に取り上げる事例は、ベトナム人結婚移民とその子どもたちの帰還移住である。

先ほど触れたように、台湾や韓国において国際離婚が増加しており、その多くはベトナム人女性たちであるが、実際に帰還移住した女性たちの人数ははっきりわかっていない。ベトナム人女性の国際離婚の特徴は、帰国後に離婚手続きをとるケースが圧倒多数を占める点である。彼女たちの多くは、婚姻関係の継続が不可能な実質的には離婚状態にあるのだが、夫の国を離れる前に正式な離婚手続きをとらない、いわゆる「別居状態」、すなわち形式的には婚姻関係が継続しているのである。ブローカー婚ゆえに、すべて仲介業者に任せっきりであった女性たちが、いざ離婚しようとすると、自力で解決するのは極めて難しい。それゆえ、彼女たちが帰郷後に直面する困難は、法的身分や経済状況など多岐にわたる。特に、法的問題の解決のために、大都市から遠く離れた地方のコミュニティ、例えば地方政府、裁判所、公安、教育機関、社会团体などがその解決に向けて関わらざるを得ない状況である。すなわち、国際離婚は、「地方のグローバル化」をも一気に推し進めつつあるのが、これまでにない新しい特徴といえるであろう。

さらに、状況を複雑化させているのは、彼女たちが連れ帰ってきた外国籍の子どもたちの法的身分と就学問題である。2010年前後からベトナムのマスメディアは、このような母親の「帰郷 (hồi hương)」に同伴した外国籍の子どもたちを「承認されない子どもたち (trẻ em không được thừa nhận)」と名付けてセンセーショナルに取り上げ始めた。例えば「国際結婚の失敗の代償」、「梁のない家の子どもたち」など、その論調は極めてネガティブで、子どもたちの困難な状況の「犯人捜し」のような様相を呈している。一方で、国際離婚に関わる市民権の問題、特に、帰還後に母親と子どもたちが直面する困難については十分議論されてこなかった。

本稿では、まず筆者の調査村における国際離婚に関わる状況について概観し、その特徴を明らかにする。そして次に、なぜ「帰郷」した女性たち

の離婚手続きがスムーズに進まないのか、その要因を考察する。最後に、その解決困難な状況を克服するために国内外の NGO がどのような取り組みをしているのかを論じる。

## 2. ベトナムにおける国際結婚／離婚と帰還する母子家庭の特徴

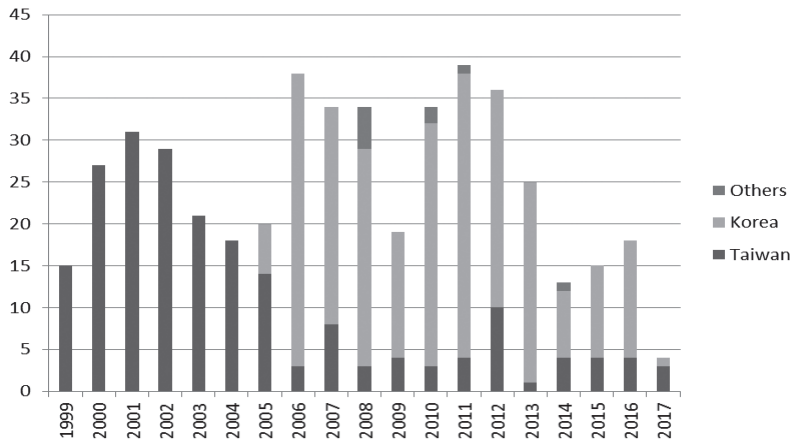
コンスタンブル(2005)が唱えるところの「ジェンダー化された地政学的力学」においては、貧しく教育レベルの低い女性たちがより豊かな国の男性との国際結婚を通じて自身の社会的経済的上昇を達成しようとする。最も分かりやすいのは、東南アジアの女性と東アジアの男性とのアジア圏内の国際結婚である。中でも、ベトナムは、台湾へ約 108,000 人(内政部 2019)、韓国へは約 87,000 人(Vũ Thị Trang 2018)の結婚移民を輩出する送り出し国であり、中でも、ベトナム南部のメコンデルタは今日のグローバル・ハイパガミーの主要な舞台となってきた。一方、国際離婚についてみると、台湾人男性や韓国人男性とベトナム女性の間で 20 パーセント前後を占めており、ベトナムを含む国際離婚のケースが急増していることがわかる。

筆者はメコンデルタでも最も多くの結婚移民を輩出する省の一つ、ハウザン省ヴィトウイ県ヴィタン村にて、2017年8月、同年12月そして2019年2月にかけて断続的にフィールドワークを実施した。ヴィタン村は、人口9,559人、2,351世帯の稲作農村で、ホーチミン市から約200キロ、そしてメコンデルタ最大の都市カンターから約80キロ南西に位置する。同村の人民委員会によれば、図1に示されるように、1999年から2017年までの間に470人の女性たちが主に台湾、そして2006年以降は韓国に結婚移住している。ここ数年は偽装結婚や人身売買に関わる規制や取り締まりが厳しくなり、同村の国際結婚件数も減少している。この中で、どれくらい的女性たちが帰郷しているかは分かっていない。すでにホスト国で帰化している場合、離婚後もそのまま滞在しつづけられるが、そうではない場合、危険を覚悟で不法滞在する。結果的に、結婚が破綻した女性たちの大半は離別を機に配偶者ビザが失効し、在留資格を失い帰国することになる。

一方で、外国生まれで外国籍をもつ子どもたちが様々な事情で母親の故

ベトナムに帰還移住する国際離婚母子への法的支援

図 1. 国際結婚したヴィタン村出身の女性の人数

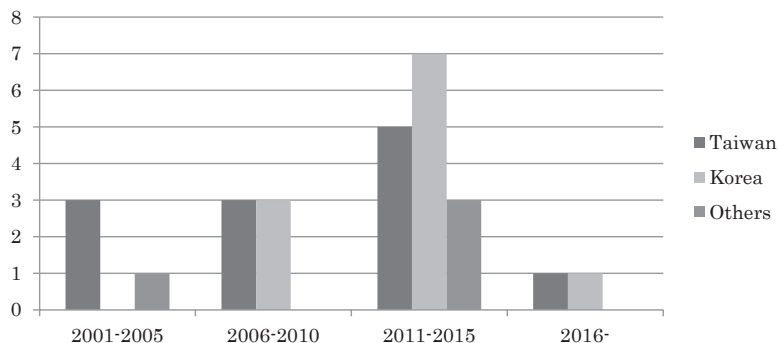


出典: UBND xã Vị Thắng, 2017. Báo cáo tình hình thực hiện công tác bình đẳng giới và hôn nhân gia đình trên địa bàn xã Vị Thắng に基づき筆者作成。

郷に「帰郷」している。ヴィタン村の人民委員会が把握している外国ルーツの子どもたち 27 人の内訳は図 2 に示された通りである。この図は少し注意が必要である。というのは、外国人は必ず管轄の公安に仮寓登録申請をする必要があるが、子どもたちが村を離れる際には、行政機関に一切通知しないからである。つまり、このデータは外国ルーツの子どもたちが帰郷し、仮寓登録をした時期を表しているのであって、その後彼らが引き続き村に留まっているか否かを反映しているわけではないのである。そのことに留意しながら見てみると、2001 年から台湾籍の子どもが「帰郷」し始め、2011 年から 2015 年がピークを迎えており、韓国籍の子どもが最も多いことがわかる。そのまま留まる子どももいれば、両親の住む外国に戻った子どももいる。

筆者が実際にヴィタン村でフィールドワークした結果、外国にルーツのある子どもたちは 18 名おり、村内の 16 世帯で暮らしていることが分かった。その全てが、本稿のテーマである親の離婚により母親の故郷に暮らす「承認されない子どもたち」というわけではない。

図2. ヴィタン村に仮寓登録した外国ルーツの子どもの人数



出典: UBND xã Vị Thẳng. 2017. Báo cáo tình hình thực hiện công tác bình đẳng giới và hôn nhân gia đình trên địa bàn xã Vị Thẳng に基づき筆者作成。

表1. ヴィタン村に仮寓している外国ルーツの子どもたちの母親の特徴

(n = 16)

項目	結果		
生年	2 1970 年代	11 1980 年代	3 1990 年代
学歴	6 小卒未満 2 不明	7 中卒未満	1 高卒未満
結婚年齢	5 10 代後半	7 20 代前半	4 不明
配偶者の国籍	13 韓国	3 台湾	
婚姻関係	8 継続 2 再婚	3 離別	3 離婚
居住地	2 台湾	6 韓国	8 ベトナム

出典: 筆者によるフィールドワークで収集された結果に基づき作成。

表1は調査村で仮寓している外国ルーツの子どもたちの母親16人の特徴を示したものである。大半が現在30代で、結婚年齢は10代後半から20代後半で主に韓国に嫁いだ女性たちである。彼女たちの学歴は中卒未満が大多数を占める。

彼女たちの半数の8人は韓国か台湾で婚姻関係を維持しており、2人が離婚後再婚して引き続き居住している。彼女たちは子育てを実家の親族に

ベトナムに帰還移住する国際離婚母子への法的支援

表 2. ヴィタン村に仮寓する外国ルーツの子どもたちの特徴

(n = 18)

項目	結果		
年齢	7 6 歳未満	8 7 歳～11 歳	3 12 歳以上
性別	5 男児	13 女児	
国籍	2 ベトナム	5 台湾	7 韓国
	1 ベトナム = 韓国	3 無国籍	
帰郷時の年齢	4 妊娠中	2 12 か月未満	7 1-2 歳
	2 3-4 歳	2 5 歳以上	1 不明
滞在期間	1 1 年未満	8 1-5 年間	
	8 6-10 年間	1 不明	
主な養育者	5 母親	8 母方祖父母	
	5 伯(叔)母		

出典：筆者によるフィールドワークで収集された結果に基づき作成。

託し、定期的に養育費を仕送りしている。このように母親が外国に住んでいる場合、夫婦共働きで忙しく、子どもは幼少期から小学校卒業までの数年間をベトナムで過ごし、その後再び親元に戻されることが多い。残りの6人が離婚(離別)によって子どもとともに帰郷した女性たちである。

また、表2は、帰還移住した外国ルーツの子どもたちの特徴を示している。この表から明らかなのは、まず、乳幼児期に帰郷する子どもが圧倒的多数に上り(中には、母親のお腹の中で移動)、滞在期間も10年近くの長期にわたっているということである。そして圧倒的多数の子どもが生母以外の代親に養育されているということである。母方の祖父母に養育されている子どもは8人、伯(叔)母に養育されている子どもは5人である。一方、母親に養育されている子どもは5人(その内、姉妹が2組)しかいない。ちなみに、ベトナム国籍の子どもが2人いるが、親族との養子縁組を経てベトナム国籍を取得した。また、3人の「無国籍」の子どもの内、2人はパスポートが失効し(韓国1人、台湾1人)身分を証明する書類がない。もう1人は妊娠中の母親が韓国から戻り、地元の病院で出産したが、出生証明書が発行されていない。

離婚(離別)後に帰還移住する母子家庭に焦点を当ててみると、以下の

ように2つの家族タイプに分けられる。

- 1) 同居型の母子家庭：母親の故郷で母子がともに暮らす
- 2) 別居型の母子家庭：一定の期間母親の故郷で同居した後にホーチミン市など大都会に母親が移り、子どもを故郷に残す

実際、筆者が実際に村で会ってインタビューできたシングルマザーは2人しかいない。残りの4人は、帰郷後一定期間実家に身を寄せた後、子どもの養育費を稼ぐために、経済的理由からホーチミン市やその近郊の工業地帯で工場労働者やサービス業従事者として働いている。上記2)の家族タイプが多い理由として、経済的理由の他に重要なのは、差別や偏見にさらされ、劣等感に苛まれるからである。村に残った2人のシングルマザーたちは、近所の人たちから「結婚に失敗した」女性との烙印を押され、ゴシップのネタにされたという経験を共有していた。そのため、帰郷後に自力で離婚手続きをとり、法的問題を解決できた女性は1人のみであった。残りの女性たちは人目を避けるように都会に逃げていくため、彼女たちの法的問題は解決されず、実態との乖離が生まれる。

### 3. ベトナム女性たちの国際離婚に関わる法的問題

大半の帰還移住する女性たちは、結婚が破綻すると、夫とその家族に知られぬまま、ひっそりと子どもを連れてベトナムに帰国する場合が多い。すなわち、台湾や韓国で正式な法的離婚手続きを経ずに帰国するため、書類上は「婚姻関係」が継続したままになる。日常生活に支障を来さない限り、ベトナムで離婚手続きを取ることは稀のようである。しかし、例えば、新たに恋人ができ、再婚を考え始めると、ようやく事態の複雑で深刻さを実感することになる。すなわち、ベトナム人女性の国際離婚は、①帰郷、②離婚手続きという段階を踏むことになる。そのような場合、当然ながら、国内ベトナム人同士の離婚手続きに比べ、様々な困難が生起する。

なぜ、帰国前に法的な離婚手続きをとることが難しいのか。彼女たちの大半は、結婚以前ベトナムにいた頃から、外国と接する機会もほとんどなく、ブローカーの耳触りの良い言葉だけを信じて、リスクを考える余裕はなかった。従って、離婚というリスクにどう対応するのか、具体的に移住



先でどのような法的手段を講じたらよいかという情報を渡航前に全く知らないケースが多い。たとえ夫から離婚の合意が得られたとしても、ホスト社会において法的および経済的に弱い立場に置かれる彼女たちにとって子どもの親権を巡って裁判で争っても勝ち目はない。そのため、女性たちが子ども連れに帰郷を決断することに迷いはない。

実際のところ、大半の女性たちは別居状態でベトナムに帰還しているため、法律上婚姻関係は維持されたままである。彼女が離婚の手続きを取らなければ、法的に再婚をする権利がない。一方、韓国人の夫は、ベトナム人妻の帰国後、国内法により、一方的に離婚手続きをとることが保証されている (Kim, Park & Shukheritei 2017: 42)。つまり、自分で文書を作成し、届け出るだけで離婚が成立し、その後再婚することも自由なのである。実際、筆者が現地調査で出会ったハンという女性も二人の娘を連れて離婚手続きをせずに「帰郷」した。その後、韓国人の元夫は、新しい家庭を築いているらしいと、ハンは韓国に嫁いだ自身の親戚の女性から聞いた。このように、ベトナムと韓国では婚姻法が異なるために、その狭間に陥る結婚移民は圧倒的な不利を被ることが多い。

このような事態は、グローバル化に伴い、地方裁判所が「国際離婚」(ベトナム語では「外国の要素をもつ離婚 (ly hôn có yếu tố nước ngoài)」)を扱うという新しい局面を迎える契機となった。それでは、ベトナムの農村に「帰郷」移住した女性たちが国際離婚するために具体的にどのような手続きをとる必要があるのか、どのような段階を経て解決できるのか、カントー市の地方裁判所が関与する事例からみてみよう (Đặng Văn Hùng 2018)。

まず、ベトナムでは、すべての離婚手続きが裁判所によって処理される。日本の場合、約9割が夫婦間の話し合いでの合意によって離婚が成立する協議離婚とされているが、ベトナムの場合、日本のような家庭裁判所が存在しないため、すべての離婚手続きは裁判所に持ち込まれ、そこで調停、審判、あるいは裁判を経て、離婚成立に至る。しかし、国際離婚についてみると、離婚を望むベトナム女性の場合、外国人配偶者がベトナム不在のため、国内で調停を設定することが不可能なことから、彼女が地元の裁判所<sup>1)</sup>に離婚裁判の申し立てをすることになる。

2015年に制定された民事訴訟法 [Bộ Tư pháp 2015] の203条によると、訴状の受理から結審までの「審理 (xét xử)」にかかる所用期間は4か月とされている。しかし、外国に当事者がいる場合はそれよりも多くの時間を要する。カントー市地方裁判所判事によると、裁判所が書類を送付してから外国の裁判権をもつ機関が受け取るまでに8か月から1年もかかるという。しかも、裁判となれば、原告は被告となる夫に直接訴状などを「司法委託 (ủy thác tư pháp)」と呼ばれる司法書士を通して交渉しなければならないのである。ベトナム語文書の外国語(中国語や韓国語など)への翻訳、逆に外国語からベトナム語への翻訳作業中に生じる氏名などの表記ミスもよく見られ、公文書としての価値を損ないやすい状況にある。この「司法委託」や「文書翻訳」などにかかる経費は、すべて原告の女性が負担しなければならないが、まずは生活費を稼ぐだけでやっとの経済的困窮状態にある女性たちが容易に支払える金額ではない。

さらに帰国後の単独での国際離婚の申し立ては極めて難しい。その多くの理由は、ベトナム女性が外国人夫との連絡を何年も断っているために、訴訟手続きに必要な情報、例えば子どもの養育、共有財産や負債などに関する夫側の意見をすぐに聞くことができず、裁判所が外国への司法委託手続きを取らなければならないからである。夫側が交渉に協力的であれば問題ないが、すでに結婚が破綻し帰郷した妻に協力的な態度を示すことは非常に稀である。筆者のインタビューにおいても、妻が夫の実家に連絡しても、居留守を使われたり、「死んだ」とうそをつかれたり、電話番号が変更されていたりして、自力で離婚に関わる法的問題を解決するのは極めて困難な状況にあることが裏付けられている。それゆえ、帰郷から実際の法的手続きを開始するまで数年を要することが多い。

この裁判起訴状の送達について適用されるのが、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(通称「ハーグ送達条約」)である。ベトナムと韓国は締約国なので、ベトナムの裁判所(嘱託国)と韓国の中央当局(受託国)の間で司法委託(送達・転達)交渉が行われることになる。この条約では、①外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能、②嘱託国の裁判所附属吏、官

吏その他権限のある者が直接名あて国の裁判所附属吏、官吏その他権限のある者に裁判上の文書の送達又は告知を行なわせる権能がある（国際私法学会 1970）。多くの場合、長期の断絶ですでに実質的な関係が切れているため、故意に現住所を隠匿したり、転居しているが転居先が不明であったりなど、ハーグ送達条約の履行が妨げられる。

それ故、カントー市地方裁判所の判事によれば、実際に嘱託国のベトナムから受託国の韓国に書類が届けられても、韓国からベトナムに委託書類が返送されて解決される場合は極めて少ない。受理から審理までに送達が間に合わず、期日通りに裁判が開廷されずに無効となるケースが圧倒的多数に上るといふ。このように、裁判はあまりにも煩雑で、費用も時間もかかるため、当事者である女性たちの手に余ることが多く、彼女たちが自力で解決するのは至難の業である。また、これまでみてきたように、2国間に跨って処理されるため、両国の裁判所の決定が下るまで、さらに数年を要する。結果的に、途中で投げ出してしまふ女性たちも多い。

#### 4. 外国ルーツの子どもの法的身分と就学問題

ベトナムの2008年国籍法は、第4条「国籍の原則」として、「ベトナム社会主義共和国は、ベトナム公民がベトナム単独国籍をもつことを認める」と規定している（Luật quốc tịch 2008）<sup>2)</sup>。また、子どもの国籍を規定した第15条「両親がベトナム公民である子どもの国籍」は、子どもがベトナム国外で生まれてもベトナム国籍を付与される血統主義が採られることが明記されている。一方、第16条「父または母がベトナム公民である子どもの国籍」については、以下の規定がある。

- (1) ベトナム国内外で出生し、父親または母親がベトナム公民で、もう一方の親が無国籍の者の場合、あるいは母親がベトナム公民で父親が不明の場合、その子どもはベトナム国籍を有する。
- (2) 父親または母親がベトナム公民で、もう一方が外国籍の者の場合、もし両親が出生届の提出期間内に文書で合意すれば、その子どもはベトナム国籍を有する。子どもがベトナム国内で生まれ、両親間で子どもの国籍選択に合意が得られない場合、その子どもはベトナム

国籍を有する(下線は筆者)。

以上の条項を今日のアジア圏内の国際結婚に照らし合わせて検討すると、①片親がベトナム公民で、一方の親が無国籍または不明の場合に限り子どもは単独にベトナム国籍を有する、②外国在住の国際結婚カップルの子どもは文書で外国籍の父親の同意があれば国籍選択年齢に達するまで二重国籍が認められているということになる。すなわち、ベトナム国籍の女性の子どもにベトナム国籍が付与される条件は、彼女の配偶者が無国籍者か、婚姻外で子どもをもうける(父親の認知を得ない)場合に限られる。そうであれば国際結婚した両親の子どもに二重国籍が認められるとしても、母親はその国籍法に関する情報を知らないか、ほとんど関心を示さないとしても不思議ではない。

グローバル・ハイバガミー婚を強く望む結婚移民の女性たちにとって、結婚生活が安定的に継続する場合には、自身の子どもが台湾か韓国の単独国籍をもつことに何ら疑念を差しはさむ余地はない。そして、大半の女性たちは在留条件を満たせば、夫と子どもと同じ国籍に帰化することを切望している。彼女たちにとって、先進国への帰化は「人生を変える」=新しい人生を歩む出発点でもある。一方、儒教的な家族規範の強い台湾や韓国の夫とその親族(主に義理の両親)にとって、子ども、特に跡取り息子の誕生が待望されているということも、彼女たちはよく理解している。たとえ国籍法の第16条を母親が知っていたとしても、子どものベトナム国籍取得のために、あえて夫に文書作成を依頼するのは、夫方家族・親族の不信感を買うリスク行為として認識され、避けられる傾向にある<sup>3)</sup>。

しかしながら、このことは、結婚が破綻したベトナム国籍の女性たちの帰国に伴い帯同した外国ルーツの子どもたちを苦しめる結果となった。なぜならば、先に見た通り、母親と帰還移住する子どもたちの大半は単独外国籍の子どもたちだからである。そのため、彼らを受け入れるための法的保護が全く整備されておらず、帰還移住した国籍を異にする母子はローカルなコミュニティの中で様々な障壁に直面する。

それでは、外国ルーツの子どもたちが母親の地元の農村で合法的に暮らすために、どのような手続きを取らなければならないのか、以下、具体的

に挙げていこう。

まず、在留資格についてである。ベトナム国内で外国人が滞在する場合、短期の旅行などを除き、必ずビザを取得していなければならない。その在留登録に関しては、2種類手続きをとる必要がある。一つは「親族訪問」タイプのビザを省および中央直轄市レベルの司法局（主に省都に設けられている）に登録申請し、認められれば、それ以降3か月か6か月に1度、司法局に向き更新するものである<sup>4)</sup>。毎回の更新料は30ドルで、農村在住者にとって決して軽い負担ではない。

もう一つは、居留する住所を管轄する村の人民委員会（行政機関）の公安への仮寓登録であり、これも登録後、更新しなければならない。この2つの居留登録手続きや更新を怠ると、在留資格を失い、不法滞在として処罰の対象となる。先ほど示した図2でもわかる通り、村に仮寓登録されている外国ルーツの子どもの数は、実数とかけ離れていた。このように、いつのまにかいなくなる「幽霊」仮寓登録者が相当数になるのである。他の村の事例では、村への登録手続きそのものを怠るケースも少なくない。子どもが幼く学齢期に達していない場合、特に登録する必要性を感じない親や親族も多く、村の行政機関も手続きをするよう強く求めることもない。

次に、パスポートの更新である。大抵の場合、未成年のパスポートの有効期限は5年である。幼少期に取得したパスポートはしばらく法的に問題ないが、ちょうど学齢期に更新手続きの時期を迎える。更新に必要な書類を揃えるためには首都ハノイの大使館か、ホーチミン市の領事館（台湾の場合は、いずれも文化経済代表事務所）に向いて手続きを行わなければならないが、遠隔地に居住している場合、経済的にも労力的にも大きな負担となる。その上、両親が離婚している場合、外国在住の父親の協力を得ることは難しいため、ベトナム人の母親が子どものパスポート更新の書類を一人で揃えることは不可能に近い。その結果、多くの場合、子どものパスポートは更新期限を過ぎ、そのまま失効してしまうため、子ども自身の現在の法的身分を証明するものがなくなり、実質的に無国籍者と同様の身分になってしまうのである。

最後に、子どもたちの市民権、特に教育権を保障するためには、地方政

府が発行する「出生証明書(giấy khai sinh)」が必要となるが、外国ルーツの子どもたちはこの証明書を入手することができない。一般的に、ベトナムでは子どもが学齢期になると、この出生証明書を地元の公立学校に提出し、入学手続きを行う。外国ルーツの子どもたちが地元の公立小学校に就学するためには、ベトナムで出生証明書に準じる参考書類を発行してもらわなければならない。同地で帰還移住した母子の社会復帰をサポートしている韓国のNGO、Korea Center for United Nations Human Rights Policy(略称KOCUN)によると、外国での出生を正式に承認する証明書はベトナムでは「基本承認証」と呼ばれる。それは、幼児誘拐や人身売買などの犯罪行為とは異なり、実子であることを証明するための手続きであると考えられている。以下、基本承認証を入手するために2段階で手続きをしなければならないとされている。まず、①子どもの出身国である韓国または台湾からその国の公用語で書かれた出生証明書のコピーを取り寄せる、②ベトナム国内の公証役場で翻訳・認証してもらう。大抵は、①の段階で母親は困難を抱え、手続き準備は頓挫してしまう。前述したように、正式に離婚せずに一方的に帰国した妻に対し、外国人の夫やその家族は協力的ではないためである。またベトナム側の親族が預った子どもの出生証明書の送付を求めても、郷里での就学は一時的なもので、正式な手続きは必要ないと考えて送らない外国在住の両親もかなりの割合を占める。

以上の理由から、帰還移住した子どもたちがベトナムで正式に就学手続きをするのは極めて難しいことがわかる。KOCUNによると、地域によって就学手続きに多少の違いがあるようだ。2014年時点でカントー市の場合には出生証明書などが揃えば、外国ルーツの子どもも地元小学校に正式に通う許可が得られたようである。2017年12月に筆者が行ったカントー市女性連合会幹部へのインタビューによると、2014年時点では出生証明書が揃わず就学を許可されなかった外国ルーツの子どもたちに対して「非正規就学(học gửi)」と呼ばれる特例措置で対応したという。この措置は、字の読み書きができなくなることを懸念し、地元の幼稚園や小学校で学ぶことを保障したものである。しかし、学籍が作成されないために、卒業時の学業成績を証明するものもなく、上級の教育機関に記録が伝達されることもな

かった。ベトナムの有力オンライン誌 VN Express の報道によると、2017年9月時点でカントー市には、1,306人の外国籍の子どもたちが住んでおり、その内402人が未就学状態であった (Ciru Long & Hữu Công 2017)。その記事によると、その状況を憂いたカントー市在住の有権者が国会議長グエン・ティ・キム・ガン (Nguyễn Thị Kim Ngân) に陳情した際、彼女は「ハーフというだけで、帰国時身分証明書がないというだけで、子どもたちに何の罪があるというのだ。」と答え、市の当局にすぐに400人の未就学問題を解決するように指示した。このように、地域住民の働きかけにより、中央政府や地方政府が関心を持ち、動き始めたことが大きい。

筆者が調査したハウザン省の村では、2014年時点では就学が許可されなかったものの、その後段階的に「非正規就学」が可能となり、2017年からは出生証明書の事後納付により正規就学が認められる学校も見られるようになった。一歩ずつではあるが、出生証明書が手元にないために就学をあきらめざるを得なかった外国ルーツの子どもたちは、母親の生まれ故郷でようやくベトナム語の読み書きを学ぶ権利を獲得したのである。

## 5. 帰還移住した母子に対する国内外 NGO の支援策

ベトナム国内で、国際結婚・離婚にかかわるジェンダー問題の解決に取り組んできたのは、ベトナム共産党傘下にある社会団体の一つ、女性連合会である。同組織は、中央から地方までを束ねる全国組織で、カントー市とハウザン省にもそれぞれ支部があり、家族・ジェンダー問題を中心に活動している。先に述べたようなソーシャルワーカーも女性連合会のスタッフが担う重要な任務である。一方、女性連合とともに支援活動の協力関係にあるのが前述した韓国の NGO、KOCUN である。同組織は2011年から首都ハノイとメコンデルタ最大の都市カントー市に拠点を置き、主にベトナムと韓国間の国際結婚・離婚全般に関わる女性と子どもの人権問題を解決するために設立された。KOCUN の支援活動の特徴は、①結婚前の情報提供と研修、②帰郷した女性たちの法的 (離婚手続き)・経済的 (就労支援) 解決・エンパワーメント、③韓国ルーツの子どもたちに対する韓国語教室などである。いずれの支援も対象者に無料で提供される。2017年末

KOCUN はカントー市女性連合会とともに「共に手を取り合いケアする韓越センター (Trung tâm Việt Hàn Chung tay Chăm sóc)」を設立し、財団や企業の資金援助を得て活動している。

筆者は2017年の12月と2019年2月にカントー市にあるKOCUNの代表事務所を訪ね、3名の韓国人駐在スタッフとベトナム人スタッフにインタビューを実施した。KOCUN幹部によると、最も力を入れているのはカウンセリングで、中でも②帰国後の離婚手続きに関する相談が圧倒的多数であるという。当事者たちの声に耳を傾けながら、具体的にどのような解決策を立てればよいのか、スタッフの間で議論・検討する。KOCUNの基本的なスタンスは、男女平等的な市民権の保障と行使のサポートである。特に、KOCUNの強みは、カントー市の拠点に常駐する韓国人スタッフが問題解決のために韓国とベトナム双方の司法当局や関連する部署とのネットワークを形成し、時には直接当事者である韓国人の夫とその家族に連絡をとることもできる点である。

例えば、筆者の調査村ヴィタン村では、3世帯の母子家庭がKOCUNの支援を受けている。まず村で最初にKOCUNの支援を受けたのは、離別状態にあったベトナム人妻ムオイの韓国人の夫との離婚手続きであった。彼女はKOCUNの支援を受け、先に見たように、ベトナムの地方裁判所に単独離婚申し立てを行った。その後、KOCUNが夫側を粘り強く説得した結果、ムオイの離婚訴訟は7年越しで解決に至った。解決が遅れた背景には、彼女がホーチミン市に出稼ぎに行き、ずっと不在であったことも大きい。この間、生後18か月でベトナムに渡った息子ジュンの韓国パスポートは失効したため、彼はベトナムでの在留資格も失い、実質的に不法滞在に陥っていた(岩井 2019)。現在もジュンの法的身分を証明する書類はないものの、地元の小学校に通っている。残り2つのケースは、KOCUNが運営する韓国ルーツの子どもたちの週末に開講される韓国語クラスへの参加である。彼らがこの教室を知ったきっかけは、一つは新聞の取材を受けた母親が記者から情報を得たということ、もう一つはハウザン省女性連合のソーシャルワーカーの情報提供によりKOCUNスタッフが家庭訪問をしたからである。子どもは韓国語クラスへの出席を促されたが、村からカ



ントー市までは約 80 キロの距離があり、通学を続けるのは難しいと子どもの伯母は語っていた。

ちなみに、このような帰還移住した母子家庭の支援に携わっているのは、KOCUN だけではない。台湾の NGO、エデン社会福祉協会はホーチミン市に拠点を置き、より長く活動している。筆者が 2016 年と 2017 年に訪問した際、現地の拠点にはベトナム国籍の華人が専従し、ヴィンロン市に開設した無料の子ども向けの中国語教室を運営しながら、母親たちの相談に乗っていた。KOCUN は現時点では韓国限定ではあるものの、今後はそれ以外の外国ルーツの子どもたちにも支援の手を拡大したいと、韓国人スタッフは語っていた。

これまでみたように、帰郷したベトナム女性の婚姻問題の解決と子どもの法的身分の問題は大きく関連している。すなわち、子どもの問題を解決するためには、まずはその母親の離婚手続きから始める必要があるということである。しかしながら、多くの場合、その離婚手続きさえ、すぐに取り掛かることが極めて難しい。その主要な理由として、母親が帰郷後しばらくして、再び大都市に出稼ぎに行くことで、故郷を不在にすることが挙げられる。大都市への出稼ぎは第一に、子どもの養育費を稼ぐことが目的ではあるが、それ以外に、近所から受ける好奇心まなざしとゴシップに耐えられず、社会的偏見や差別から逃れることも重要な要因である。たとえ離婚に至る過程で彼女たち自身に落ち度がなくても、「家庭崩壊」のレッテルを貼られ、実家を豊かにするという夢も破れた失敗例と見なされることで、強い劣等感と罪悪感に苛まれるのである。彼女たちをエンパワーし、少しでも早く、少しでも多くの問題を解決に導くことが望まれる。心理学の専門的な知識を身に着け、親身になって相談を受けたり、国家を超えた法的な問題の解決の道筋を見極めたりできる様々な分野のスタッフが協力体制を組んでサポートするしくみは極めて重要である。

以上のように、帰国後、これからもベトナムで生きていくことを選択している母子家庭にとって、ベトナム国内外の NGO が用意する受け皿は必要不可欠である。と同時に、地域社会が彼らの再定住のための環境を整え、包摂していくことも急務である。

## 6. 終わりに

本論考は、国際結婚が破綻し、子どもを連れて帰郷したベトナム女性たちが直面する様々な制度面での困難、特に法的問題に焦点を当てて考察してきた。

そこで明らかになったのは、国際結婚の破綻により帰国する女性の大半が実際に離婚手続きを取っていないという実態である。そのため、離婚訴訟手続きなど、国家の垣根を越えて解決しなければならない煩雑な法的問題が山積しているが、一旦帰国してからは、夫やその家族の協力を期待することは難しく、ある程度の強制力を持たない限り解決が遠のくばかりである。しかも、帰郷した女性たちを待ち受けるのは、「結婚の破綻」の烙印を押された者に向けられる地域社会の冷たい視線である。その劣等感から、多くの女性たちは再び都会へと村を離れる。そして、母親の不在は、故郷に残された外国ルーツの子どもたちの境遇をも不安定にさせる要因となる。

特に、出生証明書がないために、子どもたちは地元の公立学校に就学することが叶わない状況が長く続き、彼らの教育権を奪ってきた。今日では、筆者の調査村のように正規就学が許可される地域も出てきてはいるが、それも一様ではなく、各地域の裁量に任されているのが現状である。

従って、最も急がれるべきなのは、帰郷した母親たちとその子どもたちの社会生活の再建であり、市民権の回復であろう。本来法律は、市民の社会生活を助け、様々な問題から身を守る術でもある。しかしながら、実態としては、市民生活を守るはずの法律がむしろ市民の足を縛ったり、形骸化したりして、有効に機能していないことが多い。ましてや国際結婚・離婚は異なる2つの国家の法律に照らし合わせて解決されなければならない、時間もかかる。このように、人が越境的に行き来するグローバル社会は様々な立場のステークホルダーを生み出し、様相を複雑化させている。

近年、社会主義国ベトナムはグローバル社会の一員として国際問題に対応していく中で、民法をはじめ市民生活に密着した法の整備をようやく始めている。それに伴い、ベトナムの地方のグローバル化も否応なく加速しているといえよう。本論考で言及したように、カントー市や隣接するハウ

ザン省の行政機関(司法局)や裁判所、村の人民委員会、そして地元の学校などローカルな公的機関が、まさにグローバルな問題に向き合い、その解決策や対応に大きく関わっているのである。国際結婚・離婚の複雑な局面を反映して、複雑で専門的な知識を必要とする法的問題の解決のためには、地方の公的機関の力量を高めていくしかない。多様な社会のニーズを丁寧に取り取ったり、対立したり衝突したりする利害を調整し、社会的に包摂するためにこそ、法律は存在するのである。いまだに法律が市民生活に浸透しているとはいいがたいものの、徐々に法(理念)と実態が乖離を埋めつつある。法は常に実態に即して柔軟に改正されていくものであり、それは、取りも直さず、一般民衆の市民権を守ることを目的として日々実践されていくものである。

市民権を守る取り組みの対象者には、これまで社会的スティグマゆえに沈黙しつづけてきたトランスナショナルな母子家庭も含まれるはずであろう。これまで顧みられることのなかった、あるいは社会的排除の憂き目にあってきた周縁を生きる人々の存在が顕在化することによって、ベトナム社会の多様性がより明らかになってきていることは確かである。この傾向は決してネガティブに捉えるべきではない。むしろ、これまで極めて権威主義的であったベトナムの国家と社会のあり方を問い直す契機となるはずである。その際、ベトナム国内外の NGO の活動は極めて重要である。KOCUN の地道な取り組みに表れているように、NGO が一方通行のお仕着せではない支援活動を行うためには、帰還移住した母子家庭との信頼関係の構築に努め、一人一人のニーズに合わせた支援策を行う必要がある。このような相互作用がひいては個々の利害を超えた新たな国民統合・包摂へとベトナム社会を導いていくのではないだろうか。

#### 謝辞

本論考は、平成 28 年度科学研究費助成事業(研究種目: 基盤研究(A) 研究課題番号 16H02737)「アジアの越境する子どもたちとトランスナショナル階層社会の出現に関する実証研究」(石井香世子研究代表)の研究助成を受けた。ここに記して深く謝意を表したい。

注

- 1) ベトナムの裁判制度では、裁判所は最高裁判所(首都ハノイ)と地方裁判所(主要都市又は省・県レベル)からなる。
- 2) 2008年ベトナム国籍法では、主に在外ベトナム人に対して一定の条件を満たせば二重国籍を認める規定がある。ただし、この規定も、すでに外国籍を取得している(外国生まれの)ベトナム人に対し追加的に、あるいは外国籍に帰化した当事者にベトナム国籍の「回復」を認める規定である。
- 3) 実際、ヴィタン村での現地調査で筆者が出会った帰還移住した子どもたちのうち、1人の女兒が韓国とベトナムの二重国籍を保持していた。ベトナムで養育を引き受けた祖父母によると、韓国の父方家族は極めて男児選好が強いという。彼女には兄がいるが、兄は韓国籍しか持たず、長期の帰還移住を経験していない。このことから、兄妹間で国籍選択が異なるのは、ジェンダーの要素が少なからず影響していたのではないかと考えられる。
- 4) 2015年1月から適用されているベトナムビザは20種類あり、主に3か月ビザは「観光」、6か月ビザは「親族訪問」用と規定されている。

参考文献

- 岩井美佐紀(2019)「アジアにおける子どもの越境移動——外国にルーツのある子どもたちの市民権を考える——」『グローバル・コミュニケーション研究』(神田外国語大学、グローバル・コミュニケーション研究所)第7号、145-154頁
- 金愛慶(2017)韓国における国際結婚の増加と支援政策、『名古屋学院大学論集 社会科学篇』54(1)、13-28頁
- 国際私法学会(1970)「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(ハーグ送達条約) <http://www.pilaj.jp/text/soutatsu.html> (2019年8月15日閲覧)
- Bộ Tư Pháp, Công Hòa Xã Hội Chủ Nghĩa Việt Nam (2015) Bộ luật tổ tụng dân sự *Thư viện pháp luật*. Retrieved from <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/thu-tuc-to-tung/Bo-luat-to-tung-dan-su-2015-296861.aspx> on August 27, 2019.
- Bộ Tư Pháp, Công Hòa Xã Hội Chủ Nghĩa Việt Nam (2008) Luật quốc tịch Việt Nam. *Thư viện pháp luật*. Retrieved from <https://thuvienphapluat.vn/van-ban/quyen-dan-su/Luat-quoc-tich-Viet-Nam-2008-24-2008-QH12-82204.aspx> on August 30, 2019.
- Constable, N. (2005) Introduction: Cross-border marriages, gendered mobility, and global hypergamy. In Constable (ed.), *Cross-border marriages Gender and mobility in transnational Asia* (pp. 1-16). University of Pennsylvania Press.
- Chung, C., K. Kim & N. Piper (2016) Marriage migration in Southeast and East Asia revisited through a migration-development nexus lens. *Critical Asian Studies* 48(4), pp. 463-472.

- Cừ Long & Hữu Công (2017) “Chủ tịch Quốc hội: Hơn 400 con lai ở Cần Thơ phải được đi học ngay” Retrieved from *VN Express*, September 27. [hvnexpress.net/tin-tuc/giao-duc/chu-tich-quoc-hoi-hon-400-con-lai-o-can-tho-phai-duoc-di-hoc-ngay-3647492.html](http://hvnexpress.net/tin-tuc/giao-duc/chu-tich-quoc-hoi-hon-400-con-lai-o-can-tho-phai-duoc-di-hoc-ngay-3647492.html) on October 10, 2019.
- Đặng Văn Hùng (2018) “Về tình hình ly hôn có yếu tố nước ngoài, những khó khăn và vướng mắc khi giải quyết ly hôn có yếu tố nước ngoài”. Paper presented at a conference “Hội thảo thực trạng và giải pháp hỗ trợ phụ nữ hồi hương và trẻ em Việt-Hàn cư trú tại Việt Nam” held on January 25, 2018 in Can Tho city.
- Ishii, S. K. (2016) “Child return migration from Japan to Thailand.” In S. K. Ishii (ed.), *Marriage migration in Asia — emerging minorities at the frontiers of nation-states*, (pp. 118–134) Singapore: NUS Press in association with Kyoto University Press.
- Iwai, M. (2013) “‘Global householding’ between rural Vietnam and Taiwan.” In Ishii, S. K. (ed.) *Dynamics of marriage migration in Asia*, (pp. 139–162). Research institute for languages and cultures of Asia and Africa (ILCAA) Tokyo University of Foreign Studies.
- Kim, H. M., S. Park & A. Shukhertei (2017) Returning home: marriage migrants’ legal precarity and the experience of divorce. *Critical Asian Studies*, 49(1), pp. 38–53. Retrieved from <http://dx.doi.org/10.1080/14672715.2016.1266679>.
- Kim, M. (2013) Citizenship projects for marriage migrants in South Korea: Intersecting motherhood with ethnicity and class. *Social Politics*, 20(4), pp. 456–481.
- Kim, M. (2018) *Elusive Belonging: Marriage Immigrants and “Multiculturalism” in Rural South Korea*. University of Hawaii Press.
- Le, H. A. (2016) “Lives of mixed Vietnamese-Korean children in Vietnam.” In *Marriage migration in Asia — emerging minorities at the frontiers of nation-states*, edited by Sari K. Ishii, 175–186. Singapore: NUS Press in association with Kyoto University Press.
- Ngô Thị Vân Phượng (2018) “Giới thiệu tình hình tư vấn và các trường hợp cụ thể tại KOCUN Cần Thơ”. Paper presented at a conference “Hội thảo thực trạng và giải pháp hỗ trợ phụ nữ hồi hương và trẻ em Việt-Hàn cư trú tại Việt Nam” held on January 25, 2018 in Can Tho city.
- Nguyễn Viễn Sự, 2014/8/5, Những đứa trẻ không tổ quốc, *Tuổi Trẻ online* Retrieved from <https://tuoitre.vn/nhung-dua-tre-khong-to-quoc-630571.htm> on June 10, 2019.
- Suzuki, N. (2010) Outlawed children: Japanese Filipino children, legal defiance and ambivalent citizenships. *Pacific Affairs*, 83(1), pp. 31–50.
- UBND xã Vị Thắng (2017) Báo cáo tình hình thực hiện công tác bình đẳng giới và hôn nhân gia đình trên địa bàn xã Vị Thắng. Unpublished report.

- Vũ Thị Trang (2018) “Kết quả khảo sát thực trạng phụ nữ hồi hương và trẻ em Việt-Hàn cư trú tại Việt Nam”. Paper presented at a conference “Hội thảo thực trạng và giải pháp hỗ trợ phụ nữ hồi hương và trẻ em Việt-Hàn cư trú tại Việt Nam” held on January 25, 2018 in Can Tho city.
- Yang, W. & M. Lu (2010) *Asian Cross-border Marriage Migration: Demographic Patterns and Social Issues*. Amsterdam: Amsterdam University Press.